

平成29年度

教育委員会定例会
(6月)



平成29年6月1日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 平成29年6月1日（木） 午後3時

場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第3号 鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (P 2)
- 5 報告
 - (1) 鹿屋看護専門学校入学試験規程の一部改正について (P 7)
 - (2) 鹿屋市社会教育委員の委嘱について (P 12)
 - (3) 鹿屋市図書館協議会委員の任命について (P 13)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第3号

鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成29年6月1日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成29年4月1日付けで鹿屋市立学校給食センター条例第5条の規定に基づく運営委員を教育長の臨時代理によって委嘱したので、報告し承認を求める。

平成 29 年度鹿屋市立南部学校給食センター運営委員

任期期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	伊地知 学	鹿屋市立大始良小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
2	西村 真	鹿屋市立第一鹿屋中学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
3	藤崎 毅	鹿屋市立鹿屋小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
4	二川 武治	鹿屋市立祓川小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
5	川畑 昭二	鹿屋市立田崎小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
6	前田 賢治	鹿屋市立西原台小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
7	橋口 昭夫	鹿屋市立鹿屋中学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
<u>8</u>	<u>村岡 美代子</u>	<u>鹿屋市立大始良小学校 PTA 代表</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
<u>9</u>	<u>竹永 雅和</u>	<u>鹿屋市立第一鹿屋中学校 PTA 代表</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
10	米永 舞	鹿屋市立鹿屋小学校 PTA 代表	第 12 条第 1 項第 2 号
<u>11</u>	<u>楠原 勝彦</u>	<u>鹿屋市立祓川小学校 PTA 代表</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
<u>12</u>	<u>水谷 かすみ</u>	<u>鹿屋市立田崎小学校 PTA 代表</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
13	境 和代	鹿屋市立西原台小学校 PTA 代表	第 12 条第 1 項第 2 号
<u>14</u>	<u>高崎 秀子</u>	<u>鹿屋市立鹿屋中学校 PTA 代表</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
<u>15</u>	<u>長島 未央子</u>	<u>体育大学 講師 管理栄養士</u>	<u>第 12 条第 1 項第 3 号</u>
16	森蘭 敏博	薬剤師	第 12 条第 1 項第 3 号
17	魚住 太志	鹿児島県鹿屋保健所衛生・環境課長	第 12 条第 1 項第 3 号
18	川野 理絵	保健師 (鹿屋市役所健康増進課)	第 12 条第 1 項第 3 号

平成 29 年度鹿屋市立輝北学校給食センター運営委員

任期期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	奥平博孝	輝北中学校長	施行規則第 12 条第 1 項第 1 号
2	鶴重裕子	輝北小学校長	施行規則第 12 条第 1 項第 1 号
3	<u>福重 容子</u>	<u>輝北中 P T A 代表</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 2 号</u>
4	<u>有馬 研一</u>	<u>輝北小 P T A 代表</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 2 号</u>
5	福崎峰子	輝北中給食担当者	施行規則第 12 条第 1 項第 3 号
6	國分文音	輝北小給食担当者	施行規則第 12 条第 1 項第 3 号
7	竹下光政	民生委員	施行規則第 12 条第 1 項第 3 号
8	高田文美	管理栄養士	施行規則第 12 条第 1 項第 3 号

平成 29 年度鹿屋市立串良学校給食センター運営委員

任期：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

番号	氏名	役職名	委嘱根拠
1	山川 哲郎	鹿屋市立細山田小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
2	池邊 貴康	鹿屋市立串良小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
3	鎌田 卓生	鹿屋市立上小原小学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
4	福島 慎一	鹿屋市立細山田中学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
5	上園 英男	鹿屋市立串良中学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
6	徳永 虎三郎	鹿屋市立上小原中学校長	第 12 条第 1 項第 1 号
7	<u>田中 恵美</u>	<u>鹿屋市立細山田小学校 PTA 副会長</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
8	<u>新庄 治子</u>	<u>鹿屋市立串良小学校 PTA 副会長</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
9	<u>永野 理絵</u>	<u>鹿屋市立上小原小学校 PTA 副会長</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
10	<u>木原 大作</u>	<u>鹿屋市立細山田中学校 PTA 会長</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
11	<u>坂元 佳子</u>	<u>鹿屋市立串良中学校 PTA 副会長</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
12	<u>竹之内 智昭</u>	<u>鹿屋市立上小原中学校 PTA 会長</u>	<u>第 12 条第 1 項第 2 号</u>
13	<u>坂本 智子</u>	<u>給食担当者（細山田中学校）</u>	<u>第 12 条第 1 項第 3 号</u>
14	<u>久木崎 小百合</u>	<u>給食担当者（串良中学校）</u>	<u>第 12 条第 1 項第 3 号</u>
15	<u>平澤 彩佳</u>	<u>給食担当者（上小原小学校）</u>	<u>第 12 条第 1 項第 3 号</u>
16	<u>下 蘭 千恵子</u>	民生委員・児童委員	第 12 条第 1 項第 3 号
17	<u>藤崎 能子</u>	薬剤師	<u>第 12 条第 1 項第 3 号</u>

平成 29 年度鹿屋市立吾平学校給食センター運営委員

任期期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

番号	氏名	役職名	委嘱根拠(施行規則)
1	新名主 芳英	吾平小学校長	施行規則第 12 条第 1 項第 1 号
2	折田 明世	鶴峯小学校長	施行規則第 12 条第 1 項第 1 号
3	下尾 孝幸	下名小学校長	施行規則第 12 条第 1 項第 1 号
4	藏菌 孝一	吾平中学校長	施行規則第 12 条第 1 項第 1 号
5	<u>東 留里</u>	<u>吾平小学校 P T A 副会長</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 2 号</u>
6	<u>平田 顕伸</u>	<u>下名小学校 P T A 会長</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 2 号</u>
7	<u>永山 智哉</u>	<u>鶴峰小学校 P T A 会長</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 2 号</u>
8	<u>江口 まり子</u>	<u>吾平中学校 P T A 副会長</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 2 号</u>
9	<u>山元 絵美</u>	<u>吾平小学校給食担当者</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 3 号</u>
10	<u>大牟禮 梨恵</u>	<u>下名小学校給食担当者</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 3 号</u>
11	<u>牧内 由香</u>	<u>吾平中学校給食担当者</u>	<u>施行規則第 12 条第 1 項第 3 号</u>
12	井料 忠久	学校薬剤師	施行規則第 12 条第 1 項第 3 号
13	田野邊 淳子	吾平地区民生委員児童委員協議会会長	施行規則第 12 条第 1 項第 3 号

報告 (1) 鹿屋看護専門学校入学試験規程の一部改正について

鹿屋市立鹿屋看護専門学校入学試験規程の一部を改正する規程

鹿屋市立鹿屋看護専門学校入学試験規程（平成20年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「(「以下学則」という。)」を「(平成21年鹿屋市教育委員会規則第2号)」に改める。

第3条中「、教育委員会学校教育課（学校教育係）」を「及び教育委員会学校教育課（学校教育係）」に改め、同条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 面接試験の実施評価に関して校長が特に必要と認めるときは、構成員の賛同を得て構成員以外の者を加えることができる。

5条を次のように改める。

(入学試験の選考及び出願の資格)

第5条 入学試験の選考は一般選考（A日程）、一般選考（B日程）及び推薦選考とし、出願の資格は次のとおりとする。

1 一般選考（A日程）

次のいずれかに該当する者

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は当該年度3月までに卒業見込の者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は当該年度3月までに修了見込みの者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者及び当該年度3月までに修了見込みの者を含む。）

(3) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第150条に規定する者）

2 一般選考（B日程）

一般選考（A日程）の出願の資格を満たす既卒者（社会人）で、次の各号の全ての条件を満たすもの

(1) 出願時において鹿屋市内に2年以上居住又は就業している者

(2) 本校を卒業後引き続き2年以上鹿屋市内で就業する者

(3) 合格した場合に本校に入学を確約できる者

3 推薦選考

高等学校又は中等教育学校を当該年度3月までに卒業見込の者で、次の全ての要件を満たすもの

(1) 評定平均3.7以上で高等学校長の推薦を受けられる者

(2) 合格した場合に本校に入学を確約できる者

(3) 本校を卒業後鹿屋市内に就職する意思のある者

第6条第1項の表中「一般選考」の次に「(A日程) 及び (B日程)」を加え、同

条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第7条を次のように改める。

(合格基準)

第7条 入学試験の合格基準は、次のとおりとする。

(1) 推薦選考

- ① 筆記試験は、原則として総合得点が総受験者の平均点以上の者。ただし、1学科目の点数が30点以下の得点がないこと。
- ② 面接試験は、面接選考の基準に合格した者
- ③ 推薦書、願書、調査書等の出願書類についても参考にする。

(2) 一般選考（A日程）及び（B日程）

- ① 筆記試験は、原則として総合得点が各日程の平均点以上の者。ただし、1学科目の点数が30点以下の得点がないこと。
- ② 面接試験は、面接選考の基準に合格した者
- ③ 願書、調査書等の出願書類についても参考にする。

第9条中「及び」を「並びに」に、「・ホームページ掲載」を「及びホームページ掲載」に改める。

附則中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、改正後の鹿屋市立鹿屋看護専門学校入学試験規程の規定は、平成30年度に入学試験を受ける者から適用する。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校入学試験規程の一部を改正する新旧対照表

改正後	改正前
<p>入学試験規程 (目的) 第1条 この規程は、鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則（平成21年鹿屋市教育委員会規則第2号）第12条の規定に基づき、入学試験の実施に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(設置) 第2条 入学志願者の選考を適正に実施するため、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、校長、副校長、事務長、教務主任、実習調整者、専任教員及び教育委員会学校教育課（学校教育係）をもって構成する。 <u>2 面接試験の実施評価に関して校長が特に必要と認めるときは、構成員の賛同を得て構成員以外の者を加えることができる。</u></p> <p>(会議) 第4条 委員会は、校長が招集し、次の事項について審議し決定する。 (1) 入学試験の実施に関すること。 (2) 筆記試験及び面接試験の評価に関すること。 (3) 入学者の決定に関すること。 (入学試験の選考及び出願者の資格) 第5条 入学試験の選考は一般選考（A日程）、一般選考（B日程）及び推薦選考とし、出願者の資格は次のとおりとする。 1 一般選考（A日程） 次の各号のいずれかに該当する者 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は当該年度3月までに卒業見込みの者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は当該年度3月までに修了見込みの者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者及び当該年度3月までに修了見込みの者を含む。）</p>	<p>入学試験規程 (目的) 第1条 この規程は、鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則（「以下学則」という。）第12条の規定に基づき、入学試験の実施に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(設置) 第2条 入学志願者の選考を適正に実施するため入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、校長、副校長、事務長、教務主任、実習調整者、専任教員、教育委員会学校教育課（学校教育係）をもって構成する。<u>また、面接試験の実施評価に関して校長が特に必要と認めるときは、構成員の賛同を得て構成員以外の者を加えることができる。</u></p> <p>(会議) 第4条 委員会は、校長が招集し、次の事項について審議し決定する。 (1) 入学試験の実施に関すること。 (2) 筆記試験及び面接試験の評価に関すること。 (3) 入学者の決定に関すること。 (入学試験出願者の資格) 第5条 入学試験の選考は一般選考と推薦選考とし、出願者の資格は次のとおりとする。 1 一般選考 次の各号のいずれかに該当する者 (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者及び当該年度3月までに卒業見込みの者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び当該年度3月までに修了見込みの者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者及び当該年度3月までに修了見込みの者を含む）</p>

改正後

(3) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第150条に規定する者）

2 一般選考（B日程）

一般選考（A日程）の出願の資格を満たす既卒者（社会人）で、次の各号の全ての条件を満たすもの

(1) 出願時において鹿屋市内に2年以上居住又は就業している者

(2) 本校を卒業後引き続き2年以上鹿屋市内で就業する者

(3) 合格した場合に本校に入学を確約できる者

3 推薦選考

高等学校又は中等教育学校を当該年度3月までに卒業見込の者で、次の各号の全ての条件を満たすもの

(1) 評定平均3.7以上で高等学校長の推薦を受けられる者

(2) 合格した場合に本校に入学を確約できる者

(3) 本校を卒業後鹿屋市内に就職する意思のある者

(試験の方法及び科目)

第6条 入学試験は筆記試験及び面接試験とし、試験方法及び試験科目は次のとおりとする。

試験の方法	試験科目
推薦選考	筆記試験（小論文、英語Ⅰ・Ⅱ）面接試験
一般選考 (A日程)及び(B日程)	筆記試験（小論文、国語（現代文のみ）、数学Ⅰ、英語Ⅰ・Ⅱ）面接試験

2 筆記試験は、1科目100点満点とする。

3 面接試験は、面接評定基準に基づき、評定を行うものとする。

(合格基準)

第7条 入学試験の合格基準は、次のとおりとする。

(1) 推薦選考

①筆記試験は、原則として総合得点が総受験者の平均点以上の者。ただし、1 学科目の点数が30点以下の得点がないこと。

改正前

(3) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第150条に規定する者）

2 推薦選考

(1) 推薦選考の受験資格を満たす当該年度3月までに卒業見込の者で、高等学校長が責任を持って推薦できる者で合格した場合には本校に入学を確約できる者

(2) 評価平均3.7以上

(3) 卒業後鹿屋市内に就職を希望する者

(試験の方法及び科目)

第6条 入学試験は、筆記試験及び面接試験とし、試験方法及び試験科目は、次のとおりとする。

試験の方法	試験科目
推薦選考	筆記試験（小論文、英語Ⅰ・Ⅱ）面接試験
一般選考	筆記試験（小論文、国語（現代文のみ）、数学Ⅰ、英語Ⅰ・Ⅱ）面接試験

2 筆記試験は、1科目100点満点とする。

3 面接試験は、面接評定基準に基づき、評定を行なうものとする。

(合格基準)

第7条 入学試験の合格基準は、次のとおりとする。

(1) 推薦選考

①筆記試験は、原則として総合得点が総受験者の平均点以上の者、但し、1 学科目の点数が30点以下の得点がないこと。

改正後	改正前
<p>②面接試験は、面接選考の基準に合格した者</p> <p>③推薦書、願書、調査書等の出願書類についても参考にする。</p> <p>(2) 一般選考 <u>(A日程) 及び (B日程)</u></p> <p>①筆記試験は、原則として総合得点が<u>各日程</u>の平均点以上の者。<u>ただし</u>、1 学科目の点数が30点以下の得点がないこと。</p> <p>②面接試験は、面接選考の基準に合格した者</p> <p>③願書、<u>調査書</u>等の出願書類についても参考にする。</p> <p>(合否判定)</p> <p>第8条 合格判定は、前条の合格基準により総合判定を行い、合格者を決定する。</p> <p>(合格者の発表)</p> <p>第9条 合格発表は、本人への文書通知<u>並びに</u>受験番号の学校揭示<u>及び</u>ホームページ掲載とする。</p> <p>(入学試験に係る情報開示)</p> <p>第10条 入学試験に係る情報開示は、入学試験情報開示規程による。</p> <p>附 則</p> <p>この<u>規程</u>は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、改正後の鹿屋市立鹿屋看護専門学校入学試験規程の規定は、平成 30 年度に入学試験を受ける者から適用する。</u></p>	<p>②面接試験は、面接選考の基準に合格した者。</p> <p>③推薦書、願書・<u>調査書</u>等の出願書類についても参考にする。</p> <p>(2) 一般選考</p> <p>①筆記試験は、原則として総合得点が<u>総受験者</u>の平均点以上の者、<u>但し</u>、1 学科目の点数が30点以下の得点がないこと。</p> <p>②面接試験は、面接選考の基準に合格した者。</p> <p>③願書・<u>調査書</u>等の出願書類についても参考にする。</p> <p>(合否判定)</p> <p>第8条 合格判定は、前条の合格基準により総合判定を行い、合格者を決定する。</p> <p>(合格者の発表)</p> <p>第9条 合格発表は、本人への文書通知<u>及び</u>受験番号の学校揭示・ホームページ掲載とする。</p> <p>(入学試験に係る情報開示)</p> <p>第10条 入学試験に係る情報開示は、入学試験情報開示規程による。</p> <p>附則</p> <p>1 この<u>規則</u>は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p>

報告 (2) 鹿屋市社会教育委員の委嘱について

鹿屋市社会教育委員 (平成 28 年度～平成 29 年度)

	氏 名	推薦団体等	役 職 等	任 期	備考
1	林 匡	鹿屋女子高等学校 (学校教育関係者)	鹿屋市立鹿屋女子高等学校 校長	平成29年 5月30日 ～平成30年 3月31日	新規
2	穂園 正幸	小・中校長協会 (学校教育関係者)	鹿屋市立笠野原小学校 校長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
3	末吉 理恵子	小・中教頭会 (学校教育関係者)	鹿屋市立寿北小学校 教頭	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
4	船隈 康洋	市幼稚園協会 (学校教育関係者)	日の出幼稚園 園長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	議長
5	上籠 司	鹿屋市町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市町内会連絡協議会 会長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
6	中津川真澄	輝北地区町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	輝北地区町内会連絡協議会 会長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
7	泊 義秋	串良地区町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	串良地区町内会連絡協議会 会長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
8	前田 昭紀	吾平地区町内会連絡協議会 (社会教育の関係者)	吾平地区町内会連絡協議会 会長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
9	中村 久美	市PTA連絡協議会 (社会教育の関係者)	市PTA連絡協議会 副会長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
10	宮下 恵子	鹿屋市子ども会育成連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市子ども会連絡協議会 会長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	副議長
11	増満 房子	地域婦人団体連絡協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 会長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
12	浦口 亜矢	鹿屋市青年団協議会 (社会教育の関係者)	鹿屋市青年団協議会 会長	平成29年 5月30日 ～平成30年 3月31日	新規
13	久留 正嗣	元鹿屋青年会議所 (学識経験者)	元青少年育成委員会 委員長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
14	森元 順子	なごみの森福祉会 (家庭教育の向上に関する者)	なごみの森福祉会 代表	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
15	福元 尚美	スクール・ソーシャルワーカー (家庭教育の向上に関する者)	スクール・ソーシャルワーカー	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
16	竹井 知子	学識経験者	家庭教育実践家	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
17	松永 太郎	学識経験者	「ヒメとヒコ」「花いくさ」演出家	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
18	宮下けい子	学識経験者	鹿屋幼稚園 副園長	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
19	山田 理恵	学識経験者	鹿屋体育大学体育学部 教授	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	
20	森山多賀子	学識経験者	助産師、子どもの人権 CAP おおすみ	平成28年 5月31日 ～平成30年 3月31日	

※継続して、議長に船隈 康洋委員、副議長に宮下 恵子委員を予定しております。

報告 (3) 鹿屋市図書館協議会委員の任命について

鹿屋市立図書館協議会委員

	委員氏名	区分	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	折田 明世	学校教育関係者	鹿屋市立小・ 中学校長会	鶴峰小校長	平成29年7月1日 ～平成30年6月30日	新規
2	岩元 智恵美	学校教育関係者	鹿屋市私立幼 稚園協会	星幼稚園 園長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
3	大塚 千穂弥	家庭教育関係者	鹿屋市PTA連 絡協議会	PTA連絡協 議会副会長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
4	大樂 みどり	社会教育関係者	おはなし文庫 Po 絵夢	読書ボラン ティア	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
5	坂田 勝	学識経験者			平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	